

(案)

石綿による健康被害の救済に係る
事業主負担に関する考え方について

平成18年8月

石綿による健康被害の救済に係る
事業主負担に関する検討会

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会
参集者名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
青木 保之	財団法人首都高速道路協会理事長
岩村 正彦	東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
岩元 睦夫	社団法人農林水産先端技術産業振興センター理事長
◎内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻教授
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
谷野 龍一郎	日本小型船舶検査機構理事長
永松 恵一	社団法人日本経済団体連合会常務理事
成宮 治	全国中小企業団体中央会専務理事

◎：座長

(参考) 検討会の開催状況

第1回 平成18年7月24日

第2回 平成18年8月23日 (非公開)

第3回 平成18年8月30日

1 はじめに

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担については、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「救済法」という。）に基づき、労災保険適用事業主等から一般拠出金を徴収するとともに、一定の要件に該当する事業主（以下「特別事業主」という。）から特別拠出金を徴収することとしている。

その詳細については、平成17年12月27日に開催された「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」に提出された資料「石綿による健康被害の救済に関する制度案の概要」（以下「制度案の概要」という。参考資料1）において、「有識者等による検討を経た後、平成19年度からの徴収に支障が生じないよう平成18年度の前半の出来るだけ早い時期に決定する」とされたところである。

この記述を受けて、本検討会は、労災保険適用事業主等から徴収する一般拠出金に関し、賃金総額に乗じる一般拠出金率の検討を行うとともに、特別事業主の要件及び特別拠出金の額の算定方法について検討することを目的として開催したものである。

今般、その検討結果について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

2 事業主負担の総額

事業主負担については、「制度案の概要」において、「事業主は、平成19年度以降の給付費用分（事務費のうち国が負担する分（1/2）及び地方公共団体による拠出分を除く。）を拠出する」とされている。

平成19年度から平成22年度にかけて、90.5億円／年度の費用が必要になると見込まれていることから、事務費のうち国が負担する分（7.5億円／年度）及び地方公共団体による拠出が検討されている分（9.2億円／年度）を控除した事業主負担の総額は、73.8億円／年度となる。

3 特別事業主の要件及び特別拠出金の額の算定方法に関する基本的な考え方

- (1) 石綿健康被害救済制度は、民事責任・国家賠償責任（損害賠償責任）とは切り離して、事業主、国及び地方公共団体が全体で費用を拠出し、石綿による健康被害の迅速な救済を図ろうとするものであり、民事責任・国家賠償責任上の個々の健康被害の因果関係を明らかにして、その原因者から費用を徴収しようとするものではない。
- (2) 事業主からの費用の徴収については、石綿が長期間にわたって産業基盤となる施設、設備、機械等に広く使用されてきたことにかんがみ、労災保険適用事業主等から賃金総額に応じて一般拠出金を徴収することとしてい

るが、事業主の中には石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる者があり、事業活動においてより大量に石綿を使用してきた者には、被害者の救済について追加的な貢献が求められるところである。

- (3) ただし、石綿による健康被害には、地域的に相当の偏りが見られること、石綿の使用量のみならず、石綿の種類（青石綿、茶石綿、白石綿）ごとに発がん性の程度が相当程度異なるとされているものの、種類ごとの使用量は把握できていないことにかんがみると、単に石綿の使用量のみをもって追加的な貢献に理解を得ることは困難であることから、救済法においては、石綿の使用量とともに指定疾病の発生の状況を勘案して特別事業主の要件及び特別拠出金の額の算定方法を定めることとされている。
- (4) なお、特別拠出金の額については、民事責任とは切り離して、被害者の救済に追加的な貢献を求めるものであり、被害者の救済は継続的かつ安定的に行う必要があることを考慮すれば、対象となる特別事業主が破産したり、その経営に著しく支障を及ぼすような額とすることは適当でないことを踏まえ、特別拠出金の額を適切に設定する必要がある。

4 特別事業主の要件

救済法第47条第1項において、「石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主」を「特別事業主」ということとされている。

この規定を踏まえ、

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく特定粉じん発生施設届出工場等（注1）に掲げられている事業場を選び出す。
- (2) (1)により選び出した事業場のうち以下の具体的要件をすべて満たす事業場の事業主を特別事業主とする*。
- 事業場における累計の石綿の使用量が1万t以上（注2①）であること。
 - 事業場の所在する（又は所在していた）市区町村の中皮腫による死亡数（人口10万対）が全国平均以上（注2②）であること。
 - 事業場における石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災認定件数（石綿による健康障害に係る船員保険の災害補償認定件数を含む。以下同じ。）（平成16年度までの合計）が10件以上（注2③）であること。

* なお、すべての事業主の事業場ごとの石綿の使用量を個々に推計することは現実的に困難であることから、事業場ごとの指定疾病の発生状況（石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災認定件数（石綿による健康障害に係る船員保険の災害補償認定件数を含む。))を勘案して、石綿の使用量の推計を行う事業場を絞り込むこととする。

(注1)

- ① 環境省報道発表資料「大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場の追加公表について」(平成17年11月17日)(参考資料2)の別表に掲げる工場等
- ② 昭和58年度環境庁委託業務調査報告書「アスベスト製品等流通経路調査」(昭和59年3月財団法人機械電子検査検定協会)(参考資料3)の「5.製品別の関連団体及び主要企業」に掲げる工場
- ③ 経済産業省報道発表資料「経済産業省の所管に係る企業のアスベストによる健康被害の状況の結果について」(平成17年8月26日)(参考資料4)の別表に掲げる事業所等
- ④ 国土交通省報道発表資料
「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」(平成17年7月21日(平成17年9月27日修正))(参考資料5)
「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」(平成17年8月26日(平成17年9月27日修正))(参考資料6)
「建設業における石綿被害の実態把握について」(平成17年10月28日)(参考資料7)
に掲げる事業所等

(注2) 要件に係る基準値の考え方(参考)

①石綿の使用量

主要な石綿製品製造企業の事業場(石綿の使用量1万t以上)における石綿の使用量の合計は、石綿の輸入量(1951(昭和26)~2005(平成17)年の合計)967万tの5割以上をカバーすることになる。

②市区町村別の中皮腫による死亡数(人口10万対)

全国平均0.553(人口10万対)以上の市区町村数は672市区町村、当該市区町村における中皮腫による死亡数の合計(平成7~16年)は4,447人であり、全体(1,196市区町村、7,013人)の5割以上をカバーすることになる。

③指定疾病の発生状況(石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災認定件数)

労災認定件数は、事業場の労働者に発生した被害であり、直接的に周辺住民に生じた被害の状況(「指定疾病の発生状況」)を表す指標ではないが、現段階においては、②を補足する他の指標がないことから代替的に用いることとする。そのため、労災申請のディスインセンティブとならぬよう、相応に高い値を基準とする必要がある。なお、労災認定件数10

件以上の事業場における労災認定件数の合計は、労災認定件数（平成16年度までの合計）860件の2割以上をカバーすることになる。

5 特別拠出金の額の算定方法

救済法第48条第1項において、「特別拠出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める」こととされている。

この規定を踏まえ、特別拠出金の額の算定方法は、以下のとおりとする。

(1) 事業主負担の総額（73.8億円／年度）を「石綿の使用量分」及び「指定疾病の発生状況（労災認定件数により代替。以下同じ。）分」に按分する。

注：指定疾病の発生状況については、「石綿の使用量170 tにつき1名の中皮腫患者が発生する」（出典：参考資料8）との報告に基づき、労災認定件数に170を乗じることにより石綿の使用量に換算し、この数値と石綿の輸入量967万 t との間で按分する。

(2) 各特別事業主の該当事業場における石綿の使用量及び指定疾病の発生状況がそれぞれ全体に占める割合に基づき「石綿の使用量割額」及び「指定疾病の発生状況割額」を算定し、その合計額を特別拠出金の額とする。

【算定式】

○石綿の使用量分（A）：

$$73.8\text{億円} \times \frac{967}{(967+860 \times 0.017)}$$

○指定疾病の発生状況分（B）：

$$73.8\text{億円} \times \frac{(860 \times 0.017)}{(967+860 \times 0.017)}$$

特別事業主A_nの該当事業場における石綿の使用量をY_n（万 t）、労災認定件数をZ_n（件）とすると、

○石綿の使用量割額：

$$(A) \times \frac{Y_n \text{ (万 t)}}{967 \text{ (万 t)}}$$

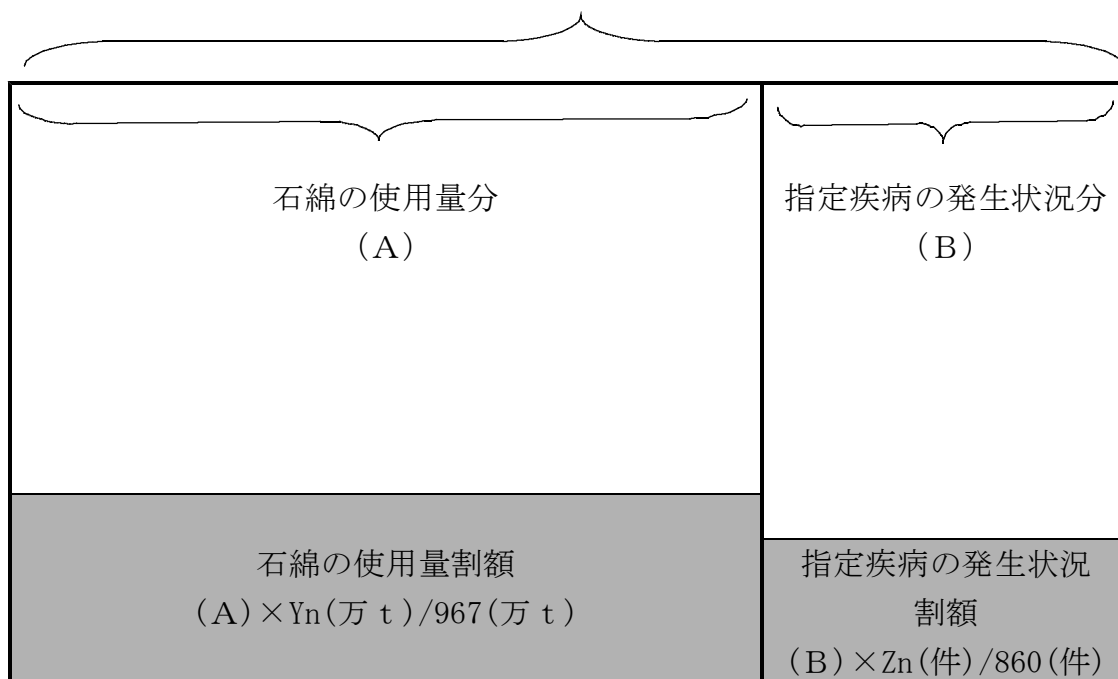
○指定疾病の発生状況割額：

$$(B) \times \frac{Z_n \text{ (件)}}{860 \text{ (件)}}$$

注：該当事業場が複数存在する場合には、事業場ごとに算定された額を合算した額を特別拠出金の額とする。

【特別事業主 A n に係る特別拠出金のイメージ図】

73.8億円／年度



(参考)

特別事業主は4社となり、特別拠出金の総額は、338百万円／年度程度となる見込みである。

6 一般拠出金率

事業主負担の総額（73.8億円／年度）から特別拠出金の総額を控除した額を直近の労災保険適用事業主等の賃金総額で除すことにより算定する。

また、一般拠出金の徴収に当たっては、労働保険徴収システムを活用するため、一般拠出金率は0.01/1000単位で設定する必要がある、一般拠出金率は0.05/1000となる見込みである。

(参考) 賃金総額（平成16年度）

① 労災保険適用事業主 140,132,122（百万円）

（注）業種ごとの保険料収納済額及び料率等から推計した見込みである。

② 船舶所有者 323,444（百万円）

（注）各月の標準報酬月額と標準賞与額を積み上げたものである。

7 見直し

特別事業主の要件、特別拠出金の額の算定方法及び一般拠出金率について

は、石綿による健康被害に関する情報が未だ十分には得られていない状況にかんがみ、当面の4年間は、上記の考え方により決定した特別事業主、特別拠出金の額及び一般拠出金率を固定することが適切と考えるが、救済法における認定件数など今後得られる関連データを幅広く勘案し、制度の施行後5年以内に行われる制度の見直しに合わせて、事業主負担のあり方についても再検討することが適当である。

8 その他

特別事業主の名称及び特別拠出金の額については、公にすることにより、当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から公開しないことが適当である。

参考資料

1. 石綿による健康被害の救済に関する制度案の概要（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合資料）
（参照）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/dai5/5sankou4.pdf>
2. 環境省報道発表資料「大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場の追加公表について」（平成17年11月17日）
（参照）<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6551>
3. 昭和58年度環境庁委託業務調査報告書「アスベスト製品等流通経路調査」（昭和59年3月財団法人機械電子検査検定協会）
（参照）<http://>（準備中）
4. 経済産業省報道発表資料「経済産業省の所管に係る企業のアスベストによる健康被害の状況の結果について」（平成17年8月26日）
（参照）<http://www.meti.go.jp/press/20050826002/20050826002.html>
5. 「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」（平成17年7月21日（平成17年9月27日修正））
（参照）http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/10/100721_2_.html
6. 「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」（平成17年8月26日（平成17年9月27日修正））
（参照）http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010826_.html
7. 「建設業における石綿被害の実態把握について」（平成17年10月28日）
（参照）http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/011028_2_.html
8. Tossavainen A. International Journal of Occupational Environmental Health
Volume 10, Number 1 January - March 2004
（参照）http://www.ijoe.com/archive_01.html